

心身障害者(児)及びその家族との
区政を話し合う集い

令和4年7月22日

心身障害者(児)及びその家族との区政を話し合う集い

令和4年7月22日

【広報課長】

皆様、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから心身障害者(児)及びその家族との区政を話し合う集いを始めさせていただきます。

まず最初に、成澤廣修区長からご挨拶を申し上げます。

【区長】

皆さん、おはようございます。区長の成澤です。

数年ぶりに対面での障害者の皆さんと、その家族の方々と話し合う集いの開催でございます。

この間、コロナとの闘いがずっと続いていて、現在も急拡大が続いている状況の中で、感染防止に配慮しながら、今日は2部に分けて、そしてオンラインとのハイブリッド、併用制での開催になります。

皆さんがご利用いただいている例えば通所施設ですとか、また、入所系の施設でも感染も続いていて、大変も気をもむ場面が非常に多くなっているところだろうと思いますが、ご家族の方を含め、3回目のワクチン接種、そして、基礎疾患をお持ちの方については4回目の接種の呼びかけをしておりますので、重症化防止のために、皆さん自身を守るためにもぜひ取り組んでいただきたいなと思っているところです。

そうはいっても、ウィズコロナという言葉がありますが、全てを止めているだけでは様々な体験や経験や日々の生活の喜びや悲しみや様々なことを体感、実感することはできないということで、区としても単にやめてしまおうではなくて、何らかの工夫をしながら行事等を再開しようという方針であります。この間、ずっと中止をしていた例えばボーリング大会も6月に実施をされたということですし、9月にはバスレクができればいいなと今の時点では思っています。10月の通所の合同運動会も、今年こそはという思いもございます。皆さんからも声をお聞きしながら、今年は新たな障害者(児)の計画を策定するための実態・意向調査を行う年でございまして、10月に調査票を送らせていただきますので、ご協力をお願いしたいと思います。

限られた時間ですが、どうぞよろしく願いいたします。

【広報課長】

続きまして、本日は手話通訳をお願いしています。文京手話会をお願いしております。よろ

しくお願いいたします。

続きまして、本日出席しております区の職員をご紹介します。

まず、皆様から向かって左側、区長の左側が竹越淳福祉部長でございます。

【福祉部長】

どうぞよろしくお願いいたします。

【広報課長】

続きまして、橋本淳一障害福祉課長です。

【障害福祉課長】

どうぞよろしくお願いいたします。

【広報課長】

それから、企画政策部長の大川ですが、オンラインにて参加をさせていただいております。よろしくをお願いいたします。

そして、私は、本日の進行を務めさせていただきます企画政策部広報課長の日比谷と申します。よろしくお願いいたします。

ここからは座って進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、この後意見交換に入りますが、その前に何点かご連絡とお願いを申し上げます。

先ほど、区長からのお話があったとおり、今回は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、規模を縮小し、二部入替え制で実施をさせていただいております。そのため、各団体の参加の人数も制限をさせていただいております。また、一般参加はなしという形で実施をしております。各団体の皆様におかれましては、ご協力誠にありがとうございます。

まず、この回の終了時間ですが、10時35分を予定しております。この時間の中でのご意見、ご要望につきまして意見交換をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の進行についてご説明いたします。まず、各団体からあらかじめご要望等を頂戴し、区としては回答を準備をさせていただいております。本日は、改めて各団体様から代表の方からご発言をいただきまして、それに対して福祉部で所管するものにつきましては福祉部より、それ以外が所管するご要望については企画政策部より回答または回答の代読をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ご要望等が複数ある場合は、まとめてご説明、お話しをいただきまして、ご要望の順にまとめてお答えをし、1つの団体が終わりましたら次の団体へと進むという形で進行させていただきます。円滑な進行にご協力をお願いいたします。

全ての団体の質疑応答が一通り終了した後に、時間の許す範囲でその他のご質問等に対応することとさせていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、区側の参加人数も縮小しているという関係上、本日お答えできない内容については後日改めて回答させていただく場合もございますので、よろしくお願いいたします。

最後に、本日の記録用といたしまして、この話合いの集いの様子につきましては録音をさせていただくとともに、会場後方からの写真撮影をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

説明は以上です。

それでは、早速ですが、意見交換に入らせていただきます。

1 番目、まず初めに、文京区知的障害者（児）の明日を創る会、よろしくお願いいたします。Zoomでの参加になります。よろしくお願いいたします。

【文京区知的障害者（児）の明日を創る会】

おはようございます。文京区知的障害者（児）の明日を創る会の〇〇でございます。

お忙しい中、3年ぶりに区政を話し合う会を開催していただきありがとうございます。創る会は、障害者が地域で安心した生活を送れるようにと常に福祉の向上を願っております。今年もそれに沿った要望をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

△△から要望を述べさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

△△さん、どうぞ。

明日を創る会の△△です。時間限られておりますので、重点的な項目から順に要望いたします。

知的障害者は、成人後も生活全般にわたる支援が必要で、同居の家族から支援を受けている場合がほとんどです。親本人の高齢化に伴い様々な問題が生じ、家族以外からの支援が益々必要となっています。

新型コロナウイルス感染拡大の波が繰り返される中で、住み慣れた地域で健康で安心な生活が続くことを願って、知的障害者の生活を支える基盤の整備を中心に要望いたします。

1、緊急時対応。

1-1、24時間体制の緊急時相談窓口の確保。

生活全般を支えている親の急変で知的障害者が困窮する事態が生じた場合、現在のように地

域生活支援拠点での緊急時対応が整備されていない状況では緊急時の連絡先がありません。緊急時相談窓口の確保を要望いたします。

1-2、短期入所（ショートステイ）施設の拡充。

現在、リアン文京が感染症の要保護障害者一時保護施設として指定されております。リアン文京が感染症対策として使用された場合に、区内に短期入所できるところがほとんどありません。緊急時対応として他の場所を確保する必要があります。宿泊施設の借り上げや公共施設内への設置等、いろいろな方法で確保をしてください。

2、相談支援の充実。

計画相談の質の向上。

障害福祉サービスのサービス利用計画作成時に、サービス利用の調整だけでなく、専門家としての将来設計についてのアドバイスや、それを反映させた計画作成をお願いいたします。

2-2、一般相談の充実。

知的障害者には、生活すること自体の難しさが伴います。相談の流れの明確化や、アウトリーチ活動で一般相談の充実を図ってください。

2-3、成年後見制度の利用促進施策。

知的障害者の成年後見制度運用は長期にわたることが予想されるため、費用助成、法人後見の実施、身上監護の充実、利用準備のサポートやコンサルティング等の利用促進のための施策をお願いいたします。

3、地域での生活の場の確保。

3-1、日中活動系サービス施設の整備。

3-2、グループホーム等の居住施設の整備。

障害者計画に沿って、公有地を活用して整備を実現してください。

用地の活用について、複合的施設の建設等の多目的利用で実現を図ってください。また、民間事業者誘致の形での整備の見通しが立たない場合、既存の建物の一部借り上げや新規建設認可の際に条件として一定割合の障害者住宅とするなどの施策で生活の場を確保してください。障害者計画どおりに整備を実現してください。

4、地域生活支援拠点の整備。

地域生活支援拠点の5つの機能、1、相談、2、緊急時の受入れ・対応、3、体験の機会・場、4、専門的人材の確保・養成、5、地域の体制づくりの5点があります。そのうち相談の機能の充実と、地域の体制づくりについては事業化がされておりますが、緊急時の受入れ・対

応機能の整備が進んでいないことが甚だ不安です。拠点が十分に機能するよう、区からもバックアップをお願いいたします。

5、就労支援。

コロナ禍の影響で職場環境が激変して、就労していた知的障害者の多くが時短、転職、離職を余儀なくされました。失業中の経済的な支援や再就職支援についての情報提供並びに生活上の問題についての相談を十分に行ってください。

6、高齢障害者の介護保険制度への移行。

適正なサービスが利用できるよう十分な情報提供を行ってください。低所得者にはサービス利用料が負担とならないよう、減免措置を取ってください。

7、理解促進。

区立小・中学校においても、障害者、高齢者等の多様な方々への理解ができるような教育を行ってください。共生社会を支える基盤として重要です。

8、防災関係。

近年の様々な災害に対応するため、より実態に即した防災対策がなされるよう要望いたします。福祉避難所への移動の危険性や感染リスクを鑑みて、直接避難も想定したより実効性の高い運営をお願いします。

9、障害者計画の策定について。

障害者（児）実態・意向調査について。

知的障害者の特性に合わせて調査の方法を工夫してください。

障害者計画の成果報告について。

当事者に対しても成果報告の場を設け、十分な説明を行ってください。計画どおりに実現しなかった事項については、原因を十分に検討し、対策を講じてください。

以上、時間の関係で省略した部分もありますが、要望いたしますので、ご回答をお願いいたします。

【広報課長】

ご質問ありがとうございました。

大きく分けまして9件のご要望をいただきました。ご回答につきましては、何回かに分けてお答えさせていただきたいと思っております。最初に、大きな項目1点目、緊急時対応につきましては、障害福祉課長よりお答えさせていただきます。次に、大きな項目2点目、相談支援の充実に関するご要望が3つございました。1つ目、計画相談の質の向上並びに2つ目、一般相談の

充実については障害福祉課長より、3つ目、成年後見制度の利用促進施策については福祉部長よりお答えさせていただきます。さらに、大きな項目3点目、地域での生活の場の確保については、障害福祉課長よりお答えいたします。

ここまで3点、今から回答をさせていただきます。

【障害福祉課長】

1点目、緊急対応につきましてお答えいたします。

体調の急変など、命に関わるような緊急な場合は、119番をご利用いただきますようご案内申し上げます。

住み慣れた地域で生活をするための相談窓口として、地域生活支援拠点で24時間体制を確保する考えはございませんが、障害者の虐待に関する相談については24時間体制とし、平日、夜間及び土・日・祝日の受付を障害者基幹相談支援センターで行っております。

緊急時の受入れとしては、リアン文京のほか、文京藤の木荘や、精神障害者を対象とした地域安心生活支援事業による緊急時ショートステイ及び地域生活体験事業がございます。今年度は、新たにだんござかホームでの短期入所が始まりました。

まだ不足しているというご意見に対しては、障害者地域自立支援協議会を初め、関係者による会議などご議論いただくとともに、地域の関係機関と協議しながら整備に向けた検討を進めてまいります。

2点目の1つ目、計画相談の質の改善につきまして、計画相談支援の質の向上を図るためには、地域の総合的、専門的な相談等を担う障害者基幹相談支援センターにおいて、相談支援事業者に対する専門的な指導、助言を行うとともに、人材育成の支援や連携強化の取組を行うことが重要であると認識しております。引き続き、計画相談支援事業所のみならず、相談支援事業、指定一般相談支援事業所、障害者基幹相談支援センターや地域生活支援拠点などの関係機関が連携を深めるとともに、計画相談支援を含む相談支援体制がより充実したものとなるよう、様々な面から総合的に検討を進めてまいります。

2つ目の一般相談の充実につきまして、一般相談の窓口は、障害のある方やご家族などにとって相談の入り口でもあり、相談者に寄り添った対応が求められると考えております。地域生活支援拠点など相談窓口によっては、必要に応じて自宅に訪問するなどアウトリーチ活動も行っております。今後とも各相談窓口と連携し、相談者にとって相談の流れが明確になるような対応に努めてまいります。

【福祉部長】

続きまして、成年後見制度の利用につきましては、費用助成として、社会福祉協議会の権利擁護センター、いわゆるあんしんサポート文京における申立て費用の助成、区における後見人等への報酬助成をご利用いただけます。

また、あんしんサポート文京では法人後見も受任しているほか、弁護士の皆さんによる成年後見制度の相談、成年後見制度などに関する講演会などの成年後見学習会を開催するとともに、随時成年後見制度の利用などに関する相談対応を行っております。

さらに、本区としては、昨年度より権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関を社会福祉協議会に委託して運営をし、成年後見制度の利用が必要な方を適切な支援につなげる取組を行っております。その取組の中でも、福祉や法律の専門職によるご本人支援に係る助言などを確保する協議会においては、ご本人の特性に応じた意思決定支援の在り方についても話し合われておりまして、尊厳のあるご本人らしい生活を継続することができるよう、意思決定支援や身の上に配慮した後見事務の理念の浸透を図っているところです。

今後も、成年後見を含む権利擁護支援を必要とする方が安心して制度をご利用できるよう、これからの施策を総合的に推進していくことで適切な利用促進を図ってまいります。

【障害福祉課長】

3点目の地域での生活の場の確保につきまして、日中活動系サービス施設及びグループホームにつきましては、社会福祉法人等に対する施設整備費等補助制度の周知を図りつつ、引き続き公有地だけでなく民有地も含めて整備を促進し、障害者・障害児計画を推進してまいります。

【広報課長】

順番に担当のほうから回答させていただきます。

では、障害福祉課長からお願いします。

【障害福祉課長】

4点目の地域生活支援拠点の整備につきまして、地域生活支援拠点の機能として挙げている緊急時の受入れ・対応は、障害福祉サービス事業所やその他関係機関と連携して実施する機能としております。

今後、内容については、障害者地域自立支援協議会をはじめ、関係者による会議などでご議論いただくとともに、地域の関係機関と協議しながら整備に向けた検討を重ねてまいります。

5点目の就労支援につきまして、失業中の障害者への情報提供や生活上の問題に係る相談などについては、障害者就労支援センター及び関係機関と連携しながら対応してまいります。

6点目の高齢障害者の介護保険制度への移行につきまして、介護保険では、利用者が世帯非

課税及び別世帯の配偶者が非課税であり、預貯金額が一定額以下の場合には、介護保険施設などの施設サービスを利用したときに居住費、食費の利用者負担額が軽減される制度があります。また、同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担額を合算し、上限額を超えたときは、申請により超えた分が高額介護サービス費として後から支給される制度があります。該当する方へは、区からお知らせを郵送します。

介護保険の利用に当たっては、障害福祉サービスとの違いを丁寧に説明して理解が得られるように努めており、介護保険制度の範囲内で支援が困難な場合には、個々の事情を勘案して障害福祉サービスを支給している場合もございます。

低所得者の減免措置としましては、65歳になるまでの5年間にわたり、介護保険相当の障害福祉サービスの支給決定を受けていた場合には利用者負担を軽減する新高額障害福祉サービス等給付費の制度がございます。

【広報課長】

7点目の理解促進につきまして、所管課の回答を代読いたします。

本区では、通常の学級に在籍する子供と特別支援学級に在籍する子供が共に学ぶ交流及び共同学習を推進しており、子供たちは誰でもが互いの人格と個性を認め尊重し、支え合うことの大切さを学んでおります。子供たちが共生社会を形成していく担い手となるためにも、交流及び共同学習は重要なものだと考えております。

また、障害のある方を講師に招き、パラスポーツの体験を通して障害者理解の促進を図ったり、高齢者施設利用者の方々との交流をし、地域に住む高齢者への理解を深めたりと多様な方々への理解につながる教育活動を行っており、今後もこれらの活動を推進してまいります。教育推進部教育指導課よりの回答です。

【福祉部長】

続きまして、8番目の福祉避難所についてです。

今般の災害対策基本法等の改正では、個別避難計画の策定プロセスなどを通じた福祉避難所ごとの受入れ者の事前調整などが盛り込まれております。これを踏まえまして、個別避難計画を所管する防災課と連携し、検討を進めているところでございます。

福祉避難所の運営につきましては、開設キットの配備や感染症対策のための備蓄品の増強等を進めているところです。

【広報課長】

区では、安否確認者、民生委員、児童委員及び町会、自治会の支援者に対し、避難行動要支

援者名簿登録制度について丁寧な説明を行うとともに、要支援者を取り巻く関係者間の連携を強化し、実効性のある個別避難計画の作成に取り組んでいるところです。

今後も、当事者である要支援者本人やご家族等にもご理解いただいた上で、要支援者本人や支援者が参加する訓練を引き続き実施することなどにより、避難支援をより実効性のあるものにしてまいります。危機管理室防災課からの回答です。

【障害福祉課長】

最後に、障害者計画の策定につきまして、障害者・障害児実態・意向調査については、次の障害者・障害児計画の策定に向けた基礎資料とするため、3年に一度実施しております。経年変化を把握することもこの調査の重要な目的であるため、調査の設問構成については、これまでの調査方法を踏まえつつ、当事者の方にとってより答えやすい、分かりやすい設問となるよう引き続き工夫に努めてまいります。

また、当事者ご本人の意向を把握するに当たって、より丁寧な配慮が必要となる知的障害者の方については、アンケート調査に加え、障害福祉サービス事業所の利用者の方へのインタビュー調査を引き続き実施することで適切に進めてまいります。

障害者・障害児計画に位置づける各計画事業の実績については、地域福祉保健計画のほかの分野別計画と同じように、地域福祉推進協議会において報告を行っているところです。それに加えて、当事者を含む様々な方からの意見の聞き取りをより丁寧に行うため、障害者地域自立支援協議会などにおいても計画事業の実績について適宜報告を行っております。

また、計画事業の実績については、成果、評価を年度ごとに振り返るとともに、次の年度における取組なども記載することで着実な進行管理を行ってまいります。

【広報課長】

続きまして、2番目の文京区医療的ケア児・難病児と親の会「てとて」、お願いいたします。

なお、既に質問は承っておりますので、簡単にご質問の趣旨等をお話いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【文京区医療的ケア児・難病児と親の会「てとて」】

医療的ケア児・難病児と親の会「てとて」です。

日頃より医療的ケア児支援にご理解、ご尽力をいただき感謝申し上げます。

我々は、事前の書面にて大きく4項目に分けて、計12個の要望を出しました。4項目は以下のとおりです。1、未就学児の医療的ケア児及び難病児の預け先について、こちら要望を3つ出してあります。2、医療的ケア児及び難病児の放課後デイサービス及び通所施設について、

こちら要望を2つ出しております。3つ目、外出・移動支援について、こちら要望を2つ出しております。4つ目、その他ということで、要望を5つ出しております。

また、要望書に記載しておりませんが、追加で2つ要望があります。もしお時間がありましたら後ほど質問させてください。一つ一つの要望を申し上げますと持ち時間がなくなってしまうので、割愛し、残り時間は各部署からの回答をお願いします。よろしくお願いします。

【広報課長】

それでは、未就学の医療的ケア児及び難病児の預け先についてご回答いたします。

令和3年9月、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行により、各自治体における医療的ケア児の受入れが責務となりました。幼児保育課（保育園）では、平成29年度から医療的ケア児の受入れを開始し、これまで4名の医療的ケア児を受け入れてきたところでございますが、今後は医療的ケアの重い児童についても受け入れられるよう、人員体制の整備や緊急時の対応等、十分な準備を順次進めてまいります。

なお、本年度は、人工呼吸器の必要な児童の受入れに当たり、関係機関と連携し、児童発達支援施設の視察を行うなど、具体的な検討を行っているところです。子ども家庭部幼児保育課からの回答です。

続きまして、「そよかぜ」については、令和2年度から医療的ケアが必要なお子さんを受け入れる体制を整えております。「そよかぜ」で実施する医療的ケアの内容につきましては、これまで一定の制限を設けておりましたが、指導医師の意見も参考にしながら現在、順次実施内容を増やす方向で検討及び準備を進めております。

また、単独受入れにつきましては、お子様の様子に合わせて個別に相談しながら可否を決定してまいります。あわせて、送迎バスの乗車につきましても同様に決定してまいります。教育推進部教育センターからの回答です。

【障害福祉課長】

リアン文京の預かり事業につきまして、重症心身障害児については、一定程度利用可能な施設がございますが、区内に通所可能な施設が少ない点は課題であると認識しております。

難病児につきましては、難病により肢体不自由等の身体障害がある場合には、身体障害児として利用可能な障害児通所施設があり、また、手帳の取得に至らない場合には、予防対策課において障害福祉サービス等の利用が可能です。

リアン文京では、医療的ケア児の通所可能な施設が区内外とも限られることから、社会体験プログラム事業として通所日を確保しており、利用の際は医師などによる判定会議を踏まえて

通所の可否を決定しております。この事業については、当面、現行の運用が継続されるものと考えております。

次に、放課後等デイサービス及び通所施設についてです。

医療的ケア児が受入れ対象の放課後等デイサービス事業所が現在区内にないことは課題であると認識しております。また、学校を卒業した医療的ケアや重度心身障害のある方が受入れ対象の生活介護等の通所施設も少ない状況であり、このことも課題であると認識しております。

区では、医療的ケア児の支援を目的として、関係機関や外部有識者、民間団体相互の緊密な連携を図るため、昨年度より医療的ケア児支援連絡会を立ち上げ、情報共有等を行っているところです。

また、今年度より、障害児通所支援事業所の整備等補助制度をつくり、特に医療的ケア児や重症心身障害児を対象とする事業所に対しては補助額を増額するなど、事業者による整備の促進を図っております。

今後も、関係機関相互の緊密な連携と相互の情報共有を図り、医療的ケア児及び重症心身障害児の受入れ体制の整備を進めてまいります。

次に、外出・移動支援につきまして、福祉タクシー券交付事業につきましては、所得制限及び20歳未満の対象者の取扱いについて、他の障害福祉サービスと一律とさせていただいております。また、他の区の状況などを踏まえて実施内容を決定しており、現在のところ所得限度額及び所得判定対象者の変更予定はございません。

移動支援については、これまでサービスを提供する事業者への報酬単価の増額、移動支援事業者養成研修の実施回数の増加や受講料の全額助成などにより、人材の確保に取り組んできたところです。今年度実施しております医療的ケアを必要とするお子様の生活に関する調査、こちらの結果を踏まえて支援の在り方を検討してまいります。

続きまして、合同説明会などに関するご質問でございますが、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に関しては、障害児相談支援事業所を中心に情報提供を行っており、区として合同説明会を実施する考えはございませんが、今後も区内外の事業所の情報を収集しながら、事業所の周知方法について検討してまいります。

移動支援等につきましては、文京区に登録する移動支援事業所について、医療的ケア児への対応に係る情報を含めて、区のホームページで一覧を掲載しております。情報提供の方法につきましては、今後も検討してまいります。

それから、車椅子対応のトイレにつきまして、文京区のバリアフリーマップを更新するため、

今年度、駅と公共施設などのバリアフリー現況調査を調査会社に委託して実施します。バリアフリートイレの状況についても調査項目としております。

【広報課長】

その他の項目について回答いたします。

トイレ内における折りたたみベッドの設置については、施設の改修等においてスペースが十分確保できる場合に設置できるよう検討してまいります。施設管理部施設管理課からの回答です。

現在、福祉避難所において、福祉避難所開設運営訓練を実施しているところですが、今後、福祉避難所の受入れ対象者の避難を目的とした防災訓練の実施についても検討してまいります。危機管理室防災課からの回答です。

【区長】

時間内ですので、追加があればお願いします。

【文京区医療的ケア児・難病児と親の会「てとて」】

お時間いただきましてありがとうございます。

追加の2つの要望は、リアン文京の預かり事業についてです。

現在、人工呼吸器を使っているお子さんの受入れが始まっているということなんですけれども、慣らし保育という移行期間が設けられておまして、その間は保護者が引き取って慣らし保育をさせていただいています。その例外、人工呼吸器がどれぐらいの期間慣らし保育をするかというのは個人によって様々なので、定まっていないということなんですけれども、その慣らし保育中の送迎が大変でして、通所が決まったらタクシー補助で送迎が出るんですけれども、慣らし中はタクシー補助が出ないのが今の現状です。どれくらい通えば単独になるか分からない状況で、ずっと自己負担でタクシーに乗ってリアン文京に行くのかというのが保護者にとっても精神的にも金銭的にも負担が大きいので、慣らし保育中のタクシー補助を出していただきたいと思っております。

2つ目です。こちらは、リアン文京の人工呼吸器の話です。現在、人工呼吸器のお子さんの慣らし保育は、1から10まで全部保護者が付添いになっている状況です。保護者は、いつになったら慣らし保育が終わるのかというのがまだ分からない状況で、できれば段階的には保護者の付添いを減らして行ってほしいと考えております。例えば、今、特別支援学校の医療的ケア児の保護者の付添いは段階を追って、まず最初の何週間は保護者が付添い、その次は校内待機、その後はすぐに近くにいられる場所、学校の近くにおいて、何かあった時に駆けつけられるよう

にだんだん距離的に離していったような状況です。リアン文京の慣らし保育もそのような段階を設けていただけると保護者も目安にしていけると思うので、検討をよろしく願います。

以上です。

【障害福祉課長】

障害福祉課からご回答します。

まず、慣らし保育中のタクシー等の補助につきましては、現在の仕組み等から規定されていない部分でございますので、こちらにつきましては持ち帰り検討させていただきたいと考えております。

2つ目の慣らし保育中の段階的なステップということでございますけれども、こちらリアン文京において医師、それから経験を積んだ看護師等が当たっているわけですが、それらの見解なども踏まえながら必要に応じてリアン文京と区において、ご提案いただく機会が多くございますので、その中で協議していきたいと考えております。

以上でございます。

【広報課長】

文京区視覚しょうがい者協会に移らせていただきます。

では、ご質問のほうをお願いいたします。

【文京区視覚しょうがい者協会】

文京区視覚しょうがい者協会副会長の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

日頃、成澤廣修区長を初め区職員の皆様方、視覚障害者に対しましてご理解、ご協力を賜りありがとうございます。感謝しております。

今回の要望を説明させていただきますが、安定した状態で読みたいので、この先は席に着かせて読ませていただきます。

私たち視覚障害者は、読むこと、書くこと、歩くことに不便さを強いられています。文字は知っているのに、読めないし書けません。体は自由に動かせるのに、行きたい場所へ1人で行くことができません。見えないだけなのに、たくさんの「できない」があります。

繰り返しになりますが、情報弱者であり移動困難者でもある視覚障害者の団体として、2008年から移動支援や同行援護事業の柔軟な対応、安全な歩行の確保、点訳と音訳の充実などを要望し、文京区バリアフリー基本構想の中でより一層の整備が進められてきたことを実感しているところでした。

しかし、文京区を中心の1つとなる文京ガーデンは、残念なことに文京区バリアフリー基本構想を軽んじているとしか思えません。1、歩道の誘導ブロックが建築途中で取り除かれたままである。2、敷地内に点字ブロックはない。3、点字ブロックの代用なのか、びょうが設置されている。4、点字ブロックの設置がなく、駐車場側の入り口が分からない。5、春日通りに面した2か所の出入口の扉がとても重い。6、春日通りに面した出入口に自動ドアがない。7、扉を開けたとき、細いレールのような仕切りにつまずいて危ない。8、2階のトイレの便房（個室）が1つしかない。9、障害者用のトイレが見当たらない。10、出入口の正面が駐輪場なのか、自転車が多数止められていてぶつかった。等々、不備はまだまだあると思いますので、文京区からの建築主の方々に対し、改善や改修の指導をお願いします。

今後、文京区では飯田橋方面の再開発が予定されていると思いますが、文京区バリアフリー基本構想を軽んじることがないように、外観を重視するのではなく、障害当事者等の思いを届けてください。

以上が、本年度の文京区視覚しょうがい者協会からの要望です。引き続き、区長を初め区職員の方々にはご理解、そしてご協力賜るものと確信しておりますので、引き続きのご協力どうぞよろしくお願いいたします。

【広報課長】

ご質問ありがとうございました。

それでは、所管課の回答を私から代読させていただきます。

ご意見につきまして、春日・後樂園駅前地区市街地再開発組合に確認をいたしました。

文京ガーデンでは、点字ブロック及び出入口の扉や自動ドアなどの建具に関しては、バリアフリー法、福祉環境整備要綱、東京都交通局指導による駅施設としての円滑化経路基準等で定める基準に沿って設置されています。南街区については工事のため、敷地内の一部において設置が完了しておりません。工事完了予定である令和5年12月には基準に沿った整備となるということです。

春日通りについては工事のため、歩道の既設誘導ブロックについては仮設にて対応し、その他の歩道においては、道路管理者との協議の上、復旧されています。

点字びょうに関して、JIS規格による形状と、規定の輝度比を満足するものが採用されております。

トイレの個数に関しては、衛生学会の基準に基づき設置されています。障害者用の多機能トイレは、南街区のセンターテラスの1階に1か所、ザ・サウスの2階に1か所、ゲートタワー

の3階に1か所（現在は工事中）、北街区の1階から5階の各階に設置されています。

駐輪場は敷地内に分散して配置しており、出入口の正面に駐輪場はございません。敷地内の指定場所以外での駐輪に関しては、利用者に指定場所に止めることを指導するように建物管理者に要望してまいります。

春日・後樂園駅前地区市街地再開発組合には、引き続き文京区バリアフリー基本構想の趣旨をお伝えし、バリアフリーに配慮した整備となるよう要望してまいります。また、今後の再開発事業においても同様に要望してまいります。都市計画部地域整備課からの回答になります。

回答は以上になります。

【文京区視覚しょうがい者協会】

ありがとうございました。

【広報課長】

以上で、第一部の各団体の皆様からのご発言と区からの回答につきましては終了いたしました。

申し訳ございませんが、時間が押しておりますので、質問等の時間は割愛させていただきたいと思っております。

本日、時間の関係でご発言いただけなかった方、もし追加などがありましたら、改めて広報課または所管課まで文書等でお問合せいただければと思います。

最後に、区長より本日の総括とご挨拶を申し上げます。

【区長】

皆さん、ありがとうございました。

限られた時間でしたので、なかなか行ったり来たりのコミュニケーションが取れないのは申し訳ないと思いますが、この後の方たちもいらっしゃるのでご理解をいただきたいと思っております。

この3年ぶりの対面ですけれども、この間、年1回しか色々な意見を伝えたりやり取りする機会がないわけではありませんので、障害福祉課やそれぞれの所管を通して真摯にやり取りを続けていきたいと思っております。

なかなかかみ合わない気持ちを持たれることも多いかと思いますが、我々としても少しでも皆さんたちにこの文京区に住んでよかったと実感していただけるようにできるだけことはやりたいという思いでございますので、今後ともよろしく申し上げます。

今日はありがとうございました。

【広報課長】

ありがとうございました。

それでは、これもちまして、第一部の会を終了させていただきます。円滑な進行にご協力いただきありがとうございました。

次の団体の入替えがございますので、皆様お忘れ物のないようご注意ください。

それでは、終了させていただきます。ありがとうございます。

～第一部終了～

【広報課長】

皆様、おはようございます。

ただいまから心身障害者（児）及びその家族との区政を話し合う集い第二部を始めさせていただきます。お願いします。

それでは、最初に成澤廣修区長からご挨拶を申し上げます。

【区長】

皆さん、おはようございます。

コロナで様々な感染拡大が続いているので、この心身障害者の皆さんたちとの区政を話し合う集いも、変則的な形になっておりますが、それでも3年ぶりにお目にかかっている対面開催ということですので、限られた時間ですが、ぜひご理解ご協力をお願いしたいと思います。

この間、通所の障害者施設や入所系施設でも感染者の発生が続いていて、皆さんたちも大変心配な日々を過ごされていると思います。区全体でも感染対応を行うために今できる限りの努力をしているところですが、保健所の保健師等はかなり厳しい状況に置かれているというのも事実でございます。そんな中で、少しでも日々の生活の中での体験や経験する機会を再開しようウィズコロナという言い方をしますけれども、そのような事業も再開の方向で色々努力をしております。例えば、障害者の皆さんたちのボーリング大会は6月に実施をすることができましたし、9月にはバスレクも予定をされていますが、今の感染状況の中でどこまでなるか、皆さんとお話をしなければなりません。通所系施設での合同運動会や、様々な体験ができる機会をできるだけ確保しながら、この地域における障害者福祉の充実に今後とも努めてまいりたいと思っております。

今年は、障害者（児）の実態・意向調査を行う年でございまして、10月に調査票を送らせていただきますので、ご協力をいただきますようお願いいたします。

限られた時間ですが、実りの多い意見交換ができますようにご協力をお願いいたします。

【広報課長】

ありがとうございました。

続きまして、本日は手話通訳をお願いしております。文京手話会さんをお願いしております。よろしくをお願いいたします。

次に、本日出席しております区の職員をご紹介します。

区長の左隣が竹越淳福祉部長でございます。

【福祉部長】

どうぞよろしくお願いいたします。

【広報課長】

続きまして、橋本淳一障害福祉課長です。

【障害福祉課長】

どうぞよろしくお願いいたします。

【広報課長】

企画政策部長の大川につきましては、オンラインで参加をしております。よろしくお願いいたします。

そして、私は、本日の進行を務めさせていただきます企画政策部広報課長の日比谷と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、ここからは座って進行させていただきます。

それでは、この後、意見交換に入りますが、その前に何点かご連絡とお願いを申し上げます。

本日も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、規模を縮小して開催をしております。ご協力ありがとうございます。今回の終了時間ですが、1団体ご質問とご回答を含めて10分程度ということでさせていただきますので、11時15分を予定をしております。この時間の中でご意見、ご要望につきまして意見交換をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

本日の進行については、各団体からご要望いただきまして、区側から回答をさせていただきます。あらかじめもうご質問はいただいておりますので、ご質問のご発言は趣旨等のレベルのご発言をお願いをしたいというふうに思っております。区側の回答ですが、福祉部で所管するものにつきましては福祉部より、それ以外が所管する要望については企画政策部のほうから回答の代読をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

全ての団体の質疑応答、時間が許す範囲でその他の質問については時間の許す範囲で承るこ

ととしております。よろしくお願いいたします。

なお、本日、区側の担当者が少ない関係上、本日お答えできない内容につきましては後日回答をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に、本日の記録用といたしまして、この「話し合う集い」の様子につきましては、録音をさせていただくとともに、会場後方からの写真撮影をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

それでは、意見交換に入らせていただきます。

まず初めに、特定非営利活動法人スタジオ I L 文京、よろしくお願いいたします。多くのご要望がございますが、時間が限られておりますので、簡潔にご趣旨等でご説明いただきますようお願いいたします。

【特定非営利活動法人スタジオ I L 文京】

スタジオ I L 文京の〇〇と申します。1 番目に、障害者総合支援法関連についてです。①に、介護保険について、当センターの利用者さんから介護保険に切り替えられることが不安だという懸念が聞こえてきます。重度訪問介護利用者が65歳を迎え、介護保険優先適用に移行となっておりますが、サービス内容が違うため、突然移動時間が減らされてしまうことも聞いております。利用者に説明した上で十分話し合ってください。

そもそも、現行の介護保険サービスが障害者福祉サービスに相当するとしていることに無理があります。介護保険は、自立した日常生活のための介護、訓練、看護を提供するもので、社会生活の支援を含む障害者福祉とは目的ではなく、家族専任や自立への訓練の責任、そして、一律の利用者負担など多くの点で異なります。にもかかわらず、乱暴に相当とみなして介護保険優先原則を変えず、裁判等で批判を受けております。市町村に、一律に介護保険サービスが優先されるものではない、個別の状況を勘案して支給決定するよう自治体に通知しています。

また、同じ家事援助でも介護保険の中でヘルパーができること、支援法でヘルパーができることは違うので、きちんと十分に説明してください。

2 番目、新型コロナに対する必要な医療について、①から③までは省略させていただきます。④入院時における重度訪問介護の利用についてです。

入院中にヘルパーが必要な場合に、特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院において、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が入院中に付き添うことは差し支えないと通達されていることになっておりますので、相談があった場合においても病院側に制度の趣旨を説明いただくようお願いいたします。

大きな3番、障害者差別解消法関連です。①は省略させていただきます。文京区駒込生活あんしん拠点「ふらっとだんござか」を開所し、障害のある方と地域の方々との交流の場を提供していただき本当にありがとうございます。これからの活動に大変期待をしております。

開所時、電動車椅子利用者が訪れた際、玄関はぎりぎり入ることができましたが、トイレはヘルパーが介助できるスペースはない状況でした。このことを担当の方に尋ねると、近くにある汐見地域センターを利用してくださいとのことでした。これでは電動車椅子利用者を拒否したことと同然です。この対応は大変残念でなりません。地域生活支援拠点を設置する際には、障害のある方がみんな安心して利用できる拠点づくりをお願いします。

4番は飛ばして5番の住宅についてです。2番目、障害者住宅もグループホームも絶対数には足りておりません。民家賃貸住宅の新築や増改築に関しては、安全・安心のための配慮が必要になってきます。少なくとも生活の動線となるトイレ、浴室には手すりの設置などを標準仕様としてオーナーや建築業者へ周知するとともに、啓発、指導してください。

バリアフリー法改正で公立小・中学校のバリアフリー化が義務づけられたので、改装の際にはエレベーターやスロープの設置を視野に検討してください。

以上です。よろしくをお願いします。

【障害福祉課長】

1点目の障害者総合支援法関連についてお答えします。

この法律第7条で、この法律に基づいて支給される自立支援給付よりも介護保険法の規定による介護給付が優先する旨規定しております。そのため、介護保険サービスを利用可能な障害者等が介護保険を申請していない場合には、その旨説明し、申請手続を行うようお話ししております。

一方で、介護保険制度への移行の際には、介護保険サービスと障害福祉サービスとの違いを丁寧に説明し、理解が得られるよう努めるとともに、介護保険サービスを利用する前から重度訪問介護や居宅介護などの障害福祉サービスを利用していた障害者等については、生活状況に変化が生じないように、サービスの支給量などに十分配慮しております。

今後も、介護保険サービスにはないサービスを利用する場合や、介護保険制度の範囲内で必要な支援を行うことが難しい場合につきましては、個別の事情に応じ、様々な状況などを勘案した上で障害福祉サービスの支給を行ってまいります。

次に、感染症に対する対応につきまして、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針では、障害者の居住支援に関する全ての関係者に対し事業を継続することが要請されてお

り、区としても、障害福祉サービスによるヘルパー派遣は、サービスを利用する障害者やその家族等の生活を維持する上で必要不可欠なものと考えております。

基本的対処方針の趣旨を踏まえ、在宅で生活する障害者及び支援するヘルパーの双方にとって適切な支援がなされるよう、事業所に呼びかけてまいります。

続いて、入院時における重度訪問介護の利用につきまして、区では入院中の障害者に対して、制度の趣旨を踏まえて適切に重度訪問介護の支給決定を行っているところです。制度の利用に当たり、必要があれば直接区から病院へご説明することもできますので、ご相談ください。

続いて、地域生活支援拠点事業につきまして、こちらの地域生活支援拠点は、事務所などの不動産物件を借りて、内装改修を行い開所しております。限られたスペースの中に相談室やサロン、トイレ、事務室等を配置していることから、利用者の方にはご不便をおかけすることもあります。今後も工夫をしながら運営に取り組んでまいります。

【広報課長】

2の②感染症に対する対応についての回答をいたします。

新型コロナウイルス感染症の流行が拡大する状況下において、医師や看護師等、医療従事者の果たす役割は非常に大きいものと認識しております。引き続き医師会や区内医療機関等の関係団体と連携を図り、必要な医療を提供できる体制の構築を支援してまいります。

また、保健所職員や保健師等に対する研修につきましては、各種研修機関が主催する研修の受講を勧奨する等、接遇の向上に努めてまいります。保健衛生部生活衛生課からの回答です。

続きまして、ワクチン接種会場について回答いたします。

文京区内の指定医療機関では、新型コロナウイルスワクチンの個別接種を実施しております。通院等をしている医療機関が個別接種を実施しているか、区のホームページの個別接種実施医療機関一覧をご確認いただき、直接ご予約をお願いいたします。保健衛生部予防対策課からの回答です。

続きまして、大きな3番、障害者差別解消法関連についてご回答いたします。

障害者差別解消法は、障害者から社会的障壁の除去が必要である旨の意思表示がなされた場合には、その実施に伴う負担が過重でないときは、権利利益を侵害することとならないよう合理的配慮を行うことを求めています。

区が主催する審議会等における合理的配慮の内容につきましては、障害の特性により情報提供手段についても一様でないことや、審議会等の開催状況、開催の環境によっても異なることから、今後も様々な情報提供の手法について、利便性や公平性等を踏まえて検討するとともに、

各審議会等において障害のある方との建設的対話により相互理解を図り、柔軟に対応してまいります。企画政策部企画課からの回答です。

次に、情報保障というところについてご回答いたします。

今回の区政を話し合う集いにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場開催に加えてオンライン形式によるウェブ開催の併用とさせていただきました。今後の開催方法につきましては、今回の課題や参加される方の利便性、公平性等を踏まえながら検討してまいります。

また、会議録は、区ホームページまたは文京シビックセンター2階行政情報センターにてご覧になれますので、参加が難しい場合はご利用ください。

次に、4番、バリアフリー関連についてご回答いたします。

Bーぐるについてです。従前から、区として車椅子利用者の利便性向上のため、運行事業者から自動車メーカーに車両の開発を要望するよう依頼したところです。

しかしながら、現状では、国土交通省が定める標準仕様ノンステップバス認定要領の基準との関係から車両認可を得られず、車椅子2台乗車の対応は困難です。

区としましては、今後も引き続き車椅子利用者の利便性向上のため、運行事業者から自動車メーカーに車両の開発を要望するよう伝えてまいります。区民部区民課からの回答です。

続いて、6番の最後の学校のバリアフリー化についても代読させていただきます。

これまでも区立小・中学校の改築を行う際には、バリアフリーなどの関係法規、文京区及び東京都の条例、指導要綱を踏まえ、エレベーターやスロープを設置しバリアフリー化を図ってまいりました。現在エレベーターが未設置の学校につきましては、大規模改修等の機会を捉えて設置を検討してまいります。教育推進部学務課からの回答です。

【福祉部長】

それでは、続きまして、5番目の住宅政策についてでございます。

文京区居住支援協議会では、不動産関係団体、居住支援団体及び区が居住支援に関する情報を共有し、連携を図りながら、住宅確保要配慮者への居住支援策について協議をしております。議論の過程の中で当事者の皆様方のご意見等を反映できるよう努めてまいります。

また、文京すまいる住宅登録事業において登録していただく民間賃貸住宅については、手すりなどの設置を促進するため、入居者に提供する設備等の内容に応じて家主謝礼に加算をしております。

6番目の防災についてです。

福祉避難所につきましては、令和3年度において新たに1施設と協定を締結し、25か所になりました。

今後とも、区内福祉施設等と協議し、協定締結の拡充を進めていくとともに、物資、機材等の整備についても進めてまいります。

福祉避難所は、既存の施設に協定をお願いするものであることから、もともと多目的トイレが設置されている施設と協定を締結できるよう努めてまいります。

以上です。

【広報課長】

続きまして、文京区聴覚障害者協会、お願いいたします。

【文京区聴覚障害者協会】

いつも聴覚障害者に対するご配慮とご支援に感謝いたします。

今回、会長の〇〇の代わりに、副会長の△△がご説明いたします。要望内容をかいつまんでお話しすることにいたします。

最初に、文京区の手話言語条例のことです。区長は、6月15日に、東京都手話言語条例が全都議の共同提案によって導入されたことはご存じだと思います。手話が独自の伝統を持つ音声言語と対等な言語であるということと、手話を使う人たちが社会の中で意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活できる地域社会の実現に寄与するという目的になっています。

私たち文京区聴覚障害者協会と文京手話会、それから、聴覚障害を持つ弁護士の方の4人の先生で、2019年から多くの聞こえない人へのヒアリング調査をして、手話言語条例をまとめました。それから、条例に伴うこういうふうやってほしいなという施策の案も作り、障害福祉課長経由で区長のほうにもお届けするようにお願いしていたところです。

要望ですけれども、簡潔に、今回の条例案を尊重してほしいということと、建設的な協議を希望するというこの2点でございます。

次に、災害時の聴覚障害者への情報提供、安否確認、避難等の支援についてです。

これは、5月25日に、障害者が日常生活や災害時に必要な情報の取得と意思の疎通を障害を持たない人たちと同様に得られるように支援し、格差の解消を目指す障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されています。

これを踏まえて要望をさせていただきますが、1つは、この新型コロナ感染拡大というのは、私たち聴覚障害者にとっては災害と同じというふうに考えています。それは、聞こえない人は基本的に集まって手話で話したりするんですね。それができない。それから、マスクで相手の

顔も見えないというところで、なかなか視覚情報とか手話による情報提供が非常に少ないという中で、コロナは災害、情報災害といえますかね。というふうに認識しています。

聞こえない人は、日常に加えて災害発生時にも非常に不安を感じているところです。例えば、区のお知らせが郵便で届くのですが、なかなか文章を読みこなせないで、手話通訳の方に来ていただいて読んで通訳してもらっているとか、ケーブルテレビで手話つきの区の広報番組を見ているけれども、内容はもう既に終わったもので、通訳がなかったとかいうようなこともあります。先日の地震による停電の連絡も、広報が音声の案内だったので聞こえないというか分からず、慌てて知っている人から聞いてお風呂入ったりご飯を作ったりというようなことがあったそうです。

そこで、具体的な要望について文書でお出ししておりますので、ご回答をお願いします。

それから、災害発生時の対策について、夜間、就寝時、停電、火事など、緊急情報を受けるための機器、システムをぜひお願いしたいということです。

それから、身体障害者日常生活用具にタブレットを加えていただきたいと思います。一般の方が使っているから日常生活用具にならないという考えも前回の区の回答にありましたけれども、情報障害、コミュニケーション障害が聞こえない人たちですので、そこに情報、コミュニケーションに役立つアプリケーションを入れれば非常に便利な機器になりますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

それから、3つ目は、区内の施設の情報バリアについて、聴覚障害者、手話サークルとの合同調査を実施していただきたいということです。

2020東京オリンピック・パラリンピックで、各施設、交通機関がどれだけバリアフリーになったのか、聞こえない人たちにとって、コミュニケーションができるようになっているかということを改めて区として精査をしていただきたいということです。

それから、4番目に、総務部の防災課から災害協定案が提示されました。まだまだこれはたたき台ということで、いろいろ意見の交換を始めたところですので、引き続き協議を継続していただきたいと思います。

大きな3つ目は、ろう児、難聴児を持つ保護者に対して適切な相談体制をつくっていただきたいということです。

国は、難聴児の早期発見、療育について、基本方針を発表しました。東京都は、これを受けて検討委員会を開催したり、幾つかの企画を実施しています。

文京区においても、ろう児、難聴児を持つ保護者、家族に対して、手話言語、音声言語の発

達支援に関する相談体制が必要だと思えます。

私どもの会でも、難聴の子どもを出産したときに医師との相談が非常に偏っていたという話があります。お母さんも含めて、色々相談体制作りを進めてほしいという強い要望があります。大きな4つ目は、登録手話通訳者の身分保障、通訳料金等の改善で、4点ありますけれども、これらについて、今日の集会在終わった後に障害福祉課と継続協議をさせていただきたいと思っています。

以上、よろしくお願ひします。

【障害福祉課長】

では、1点目の手話言語条例の制定につきまして、手話言語条例につきましては、本年5月から文京区聴覚障害者協会及び文京手話会と意見交換の場を設け、制定に向けた検討を進めております。

条例は、手話言語の単独での形式を予定し、聴覚障害者協会及び手話会が作成された案を参考にしつつ、条例の目的を踏まえて内容を作成してまいります。

それでは、続きまして、大きな2番の災害対策の関連をお答えいたします。

救急通報ペンダントとアイドラゴン等につきましてですけれども、障害福祉課では18歳以上64歳以下の一人暮らしなどで身体障害者手帳1・2級をお持ちの方に対して救急直接通報システム事業を実施しており、対象者の要件などは事業の見直しの機会を捉えて検討してまいります。

なお、高齢者に対しては高齢福祉課の所管の事業としております。

また、アイドラゴンなどの聴覚障害者用情報受信装置につきましては、日常生活用具として給付を行っております。

続いて、日常生活用具にタブレット等を加えてくださいとのことですが、日常生活用具は、障害者が安全かつ容易に使用できるもの、障害者が日常生活の困難を改善し、自立支援し社会参加を促進するもの、障害に関する専門的な知識や技術を要し、日常生活用品として一般普及していないものなど、その要件が国により示されております。

聴覚障害者専用のアプリケーションや周辺機器などは、情報・通信支援用具として支給の対象としておりますが、タブレットやパソコンの本体などは日常生活品として一般に広く普及しており、用途も幅広いことから、日常生活用具の給付対象とする考えはありません。

続きまして、情報のバリアフリーに関してお答えします。

現在、文京区バリアフリーマップを更新するために、今年度、駅と公共施設などのバリアフ

リー現況調査を調査会社に委託して実施します。この調査に当たって、障害のある方などからご意見を伺ってまいりたいと考えております。

それから、大きな3番に関してお答えいたします。

ろう児、難聴児の保護者に対して適切な相談体制とのことですが、障害福祉課では障害者などからの相談に応じ、必要な情報提供、障害福祉サービスの利用支援といった一般的な相談もお受けしております。

ろう児、難聴児などで療育が必要な場合には、ろう児や難聴児の相談や支援を行っている児童発達支援や放課後等デイサービスなどの療育施設をご紹介しますので、ご相談ください。

次に、大きな4番の登録手話通訳者に関することですが、まず、登録手話通訳者の報酬は、現在、当初3時間まで4,000円、以降1時間ごとに1,000円とし、交通費を報酬に含めております。また、区が実施する講演会などの手話通訳謝礼は、1時間3,000円としております。報酬については、ほかの区の状況などを踏まえて検討してまいります。

次に、登録手話通訳者の頸肩腕障害検診は、回数を5名分とし、前年度の派遣回数が多い方を対象としておりますが、検診の実施状況を参考にしながら検討してまいります。

最後に、研修につきまして、登録手話通訳者の派遣は多様な場面で求められており、技術向上の必要性があることから、研修会は今後も継続して実施してまいります。回数や内容については、聴覚障害者協会及び手話会とも協議してまいります。

【広報課長】

その他の所管課の回答について回答いたします。

まず、大きな2番目のコロナの感染予防対策につきましてです。

新型コロナウイルスワクチン接種のご案内につきまして、令和3年度は区ホームページをご覧になるのが難しい65歳以上の聴覚障害者の方へ分かりやすいご案内をお送りさせていただきました。令和4年度も、ワクチン接種の状況や接種会場等の周知を予定しているところですが、その際にも引き続き、アクセシビリティを意識した分かりやすい広報を行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症やワクチン接種等について、これまでも区報、ホームページ、SNS及びテロップや手話によるCATV報道などにより情報発信を行ってまいりました。今後も聴覚等の障害ある方に配慮しながら適切な情報発信に努めてまいります。保健衛生部予防対策課からの回答です。

続きまして、広報課からの回答をいたします。

CATVの手話通訳につきましてです。番組の手話通訳につきましては、区内の聴覚障害者

の方が理解しやすいよう、区内の手話通訳団体に委託し、区在住の聴覚障害者向けに簡略化するなどの工夫を行っていることから、収録までに映像が完成した後、一定の作業期間が必要であり、放送時から手話をつけることは難しいのが現状です。そのため、文京区民チャンネルでは、番組放送時から全番組に字幕をつけて放送しておりますが、今後も全ての方に分かりやすい番組制作の工夫を検討してまいります。

ユーチューブによる動画配信につきましては、文京区民チャンネルで放送した番組は字幕をつけておりますが、それ以外の番組につきましてはユーチューブの字幕機能をご活用くださいますようお願いいたします。また、手話付与番組につきましては、前述させていただきましたような理由から他地域に在住の聴覚障害者等が視聴した場合に誤解を招く可能性もあるため、手話通訳者の賛同を得られず行っておりませんが、いただいたご意見を踏まえ、引き続き手話通訳団体と協議を重ねてまいります。

次は、遠隔手話通訳の利用についてご回答いたします。

令和3年度東京都は、東京手話通訳等派遣センターの遠隔手話通訳事業を契約しておりましたが、本年度は契約継続となりませんでした。このため、遠隔手話通訳事業の利用に向けた啓発は実施の予定はございません。

現在、文京区では発生届を受けて、携帯電話を利用したショートメールサービスにて、自宅療養についての留意点や緊急時の連絡先等の情報をお伝えしております。また、併せてご自身の健康状態や療養状況を伝達いただけるウェブ問診票の提供お願いしているところです。新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム「MY HER-SYS」での健康観察を行うと、医療機関、保健所、ご本人の間で健康情報を共有することもできます。保健衛生部予防対策課からの回答です。

続きまして、災害発生時の対策について、防災関連についてご回答いたします。

区では、災害時に迅速に避難情報等を伝達するため、防災情報一斉通知アプリを導入しております。また、スマートフォンをお持ちでない避難行動要支援者に対しては、本アプリが入った防災スマートフォンの貸与を行っており、夜間や停電時でも災害情報を文字情報で受け取れる仕組みとなっております。さらに、本年4月からは、防災アプリ及び防災ポータルをリニューアルし、様々な情報を迅速にお知らせすることができるよう工夫を重ねているところですが、貴団体のご意見を参考に、より分かりやすい情報伝達に努めてまいります。危機管理室防災課からの回答です。

続きまして、緊急時の情報についてです。

緊急時の情報は、どなたにも分かりやすい平易な表現で伝えるよう心がけております。また、視覚に訴える図やピクトグラムを活用は、言語に頼らず直感的に意味が分かることで有用であることから、今後の情報発信の参考とさせていただくとともに、引き続き正しく分かりやすい情報発信に努めてまいります。危機管理室防災課からの回答です。

続きまして、災害協定案につきまして回答いたします。

本年1月に区と文京区聴覚障害者災害対策委員会の間における聴覚障害者支援に関する内容の協定案を提示させていただき、現在、文京区聴覚障害者災害対策委員会におかれまして内容確認等を行っていただいているところです。内容は、区内で災害が発生した場合などにおいて、主に避難所に避難した聴覚障害者の方の不安を軽減するため、手話による会話の機会の提供等を想定しているところです。費用負担につきましては、活動に要した経費を区が負担するものとしております。引き続き、文京区聴覚障害者災害対策委員会のご意見を伺いながら協議、協定を進めてまいります。危機管理室防災課からの回答です。

以上で、第二部の各団体からの質疑応答を終了いたします。

時間が押しておりますので、これで終了とさせていただきたいと思っております。

最後に、成澤区長より本日の総括とご挨拶をお願い申し上げます。

【区長】

本日は、限られた時間でしたが、各団体からのご要望をいただきましてありがとうございます。できる限り来年度以降も対面の機会を大切にしていきたいと思っておりますが、感染拡大の状況においてはいろいろな工夫をしていきたいと思っております。

今後とも、障害福祉課を窓口我真摯に話合いを続けていきたいと思っておりますので、様々なその時、その時のお話は直接障害福祉課に問合せいただきますようお願いいたします。

今、新型コロナウイルスの感染拡大が続いておりますので、皆さんも様々な団体の中での活動等もあろうかと思っておりますが、ぜひとも感染対策をしっかりしていただき、お元気で過ごしていただきたいと思っております。

今日はご参加をいただきましてありがとうございました。

【広報課長】

以上をもちまして、本日の会を終了させていただきます。ありがとうございました。

～第二部終了～